

副  
本

平成14年(ワ)第19276号、平成15年(ワ)第6732号

原 告 シャムスリほか8396名

被 告 国ほか3名

文書提出命令申立に対する意見書

平成16年7月30日

東京地方裁判所民事第49部 御中

被告国指定代理人

齋藤繁道   
森淳子   
岡本典子   
山村都晴   
藤澤裕介   
岩波徳子   
工藤二代   
石兼公博   
中村仁威   
大槻耕太郎   
箕谷優 

齋 藤 敦	
加 藤 要 太	
河 野 章	
松 澤 秀	
菊 池 孝 久	
臼 井 将 人	
石 井 菜穂子	
斎 内 利 光	
大 槐 充	
馬 場 將 吉	
根 井 寿 規	
石 崎 隆	
菅 野 将 史	
小 川 潔	
佐 分 利 応 貴	
柴 谷 昌 宏	
宮 越 朗	

被告国は、原告ら2004年（平成16年）7月2日付け文書提出命令申立書（以下「本件申立書」という。）に係る文書提出命令申立てに対し、以下のとおり意見を述べる。

## 第1 結論

コタパンジャンダム建設融資に関する交渉過程での「討議の記録」（1990年）（以下「討議の記録」という。）及びJ B I C（O E C F）とインドネシア政府との間に結ばれた「借款契約」（1990年12月14日，1991年9月25日）（以下「借款契約書」という。）は、これを取り調べる必要がなく、また、被告国及びJ B I Cにその提出義務はないから、本件申立てはいずれも却下されるべきである。

## 第2 理由

### 1 主張自体失当であるから取調べの必要がないこと

#### （1）原告らの請求を基礎づける基本文書であるという主張について

##### ア 原告らの主張

原告らは、討議の記録及び借款契約は、原告らの請求を基礎づける基本的文書であるから取り調べる必要があるとし、以下の点を挙げる。

（ア）ODAは公金を用いてなされる行政活動であり、ODAの趣旨目的、内容、規模等に応じて、適切なODAの企画・執行を行う義務が、憲法及び条理上当然に被告国に課せられている。また、ODAは公行政活動の一環として行われる業務であり、憲法及び条理上、当該行政活動の関係者の人権を侵害してはならないという義務に服する（本件申立書9ページ）。

（イ）日本政府は、ODAによる開発プロジェクトにおいて、決定的な地位にあり、日本政府の地位は、日本国内において行われる公共事業と同等のものである。したがって、日本政府は、ODAに基づく開発が現地

住民の基本的人権を侵害することがないよう慎重に注意してプロジェクトの策定、準備、審査・借款交渉、調達、実施・監理、評価に当たる義務を憲法及び条理に基づいて負っている（本件申立書9、10ページ）。

(ウ) 借款契約に付された3条件及びそれに先立つ討議の記録は、世界銀行、OECF及びJ B I C（OECF）が作成していた基準、国際人権規約、ILO169号条約に定められた非自発的移住に関する基準を契約内容に具現化し、日本政府がこの基準に従って本件円借款を執行することを自ら義務づけたものである。したがって、その違反は、原告らに対する関係で不法行為上の注意義務違反を構成する（本件申立書10ページ）。

(イ) 日本国は、同意条件として特約に付された事項を十分に調査せず、また住民に被害が生じていることを知りながら、J B I Cと共同して本件プロジェクトの進行に同意し、これを進行させた。これは、原告らに対する不法行為を構成する（本件申立書10、11ページ）。

#### イ 反論

(ア) ODAが公金を用いて行われる行政活動であることについて  
被告国第5準備書面5、6ページで述べたとおり、原告らの主張は、ODAの企画・執行について、被告国の公務員が守るべき実体上又は手続上の要件ないし国民全体に対して負う行為規範と、国賠法上、個別の国民に対して負う職務上の法的義務とを同視するものであり失当である。

原告らは、憲法や条理を根拠としているが、被告国第5準備書面6ページで述べたとおり、憲法は、日本の領土外に在留する外国人に対しては、基本的人権を当然に保障しているものではないし、原告らの主張する法的義務を基礎づける憲法の規定や条理は見当たらない。

(イ) 日本国の公共事業と同等であるという主張について

被告国第1次訴訟答弁書28ページにあるとおり、円借款のプロジェクトの実施主体はあくまでも借入国であり、日本政府の地位は日本国内において行われる公共事業と同等のものであるとの原告らの主張は誤りである。

(ウ) 3条件は日本政府が原告らとの関係で自らを義務づけたものであるという主張について

被告国第1次訴訟答弁書10ページ、被告国第2次訴訟答弁書14ページ、被告国第5準備書面15ページで述べたとおり、討議の記録は法的拘束力を持たず、この討議の記録に記載された事項は、被告国の公務員が円借款の被援助国の住民らに対して職務上の法的義務を負担する根拠となるようなものではない。

(イ) 借款契約に特約された同意権について

借款契約は、JBIC(OECD)とインドネシア政府との間の私法上の契約によるものであり、契約の履行により原告らが何らかの利益を受けることがあったとしても、それは両者間の行為の結果から生ずる反射的利益にすぎず、また契約の当事者でない被告国に対して同じく当事者でない原告らとの関係で何ら法的義務を負担させるものではない。よって、その内容が原告らに対する国賠法上の法的義務を構成することはあり得ない。

(オ) まとめ

以上のとおり、原告らの挙げる請求原因事実は、いずれも主張自体失当であって、そもそも立証しても意味がないものである。

(2) 被告国の主張への反論について

ア 原告らの主張

原告らは、討議の記録及び借款契約により原告らが利益を受けることがあったとしても反射的利益にすぎないという被告国の中の主張に対し、本件P

プロジェクトにおける日本政府の地位は、日本国内の公共事業と同等であるとの主張を繰り返している（本件申立書 11、12 ページ）。

## 一 反論

しかし、上記(3)イのとおり、開発プロジェクトの実施主体は相手国政府である。日本政府の公共事業であればその実施を決定するのは日本政府であるが、ある開発プロジェクトについて、仮に、J B I Cが円借款を融資しない場合に、相手国政府がプロジェクトを中止するに至ったとしてもそれは事実上のものにすぎないのであって（相手国政府は自国資金や他のドナーからの借入等によりそのプロジェクトを実施することは可能である。），ODAプロジェクトにおいてはその決定権は相手国にあるのである。ODAプロジェクトは日本政府の公共事業と同等であって、日本政府がその帰趨に決定的な地位にあるという原告らの主張は誤りであることは明らかである。

したがって、原告らの主張する利益は、反射的利益にすぎず、原告らの主張は、主張自体失当である。

### (3) 結論

以上のとおり、原告らの挙げる請求原因事実は、いずれも主張自体失当であって、そもそも立証しても意味がないものである。したがって、討議の記録及び借款契約も、被告国の法的責任を基礎づける文書とはなり得ず、これを証拠として取調べる必要はない。

## 2 文書提出義務がないこと

(1) 民事訴訟法220条3号前段の利益文書に当たらないこと

## ア 原告らの主張

討議の記録及び借款契約のうち、少なくとも3条件に関する部分は、本件プロジェクトによって影響を受ける世帯（P A F s）の法的地位・利益が本件プロジェクトによって不当に侵害されないようにすることを確保す

ることを目的とすることが明白であり、原告らの利益のために作成された文書である（本件申立書 5 ページ）。

#### イ 被告国の主張

民事訴訟法 220 条 3 号前段の利益文書とは、直接挙証者の地位や権利権限を証明し、又はこれを基礎づけるものであり、かつ、そのことを目的として作成されたことを要するとするのが従来からの通説的見解であり、実務上も確立された解釈である（菊井維大＝村松俊夫・全訂民事訴訟法 II 615 ページ、東京高裁昭和 53 年 11 月 28 日決定・判例時報 916 号 28 ページ、大阪高裁昭和 55 年 7 月 17 日決定・判例時報 986 号 65 ページ、東京高裁平成元年 6 月 28 日決定・判例時報 1323 号 64 ページ）。

本件の討議の記録は、日本政府、インドネシア政府の両国政府が円借款の交渉の過程での一定の方針を明らかにしたものであって、被告国が、インドネシアの個々の国民に対し、その法的利益を保護するために、何らかの法的義務を負担する趣旨で作成されたものではない。仮に、原告らの主張する 3 条件が原告ら主張のとおりの内容であって、その履行によって原告らが何らかの利益を受けることがあったとしても、それは両政府間の行為の結果から生ずる反射的利益にすぎず、被告国に対して原告らとの関係で何らかの法的義務を負担させるものではないのである。日本政府とインドネシア政府が日本政府の主権の及ばない被援助国内の移転住民の地位や権利権限について、これを直接保護したり証明・基礎づけたりする目的で討議の記録を作成することはおよそ法的にあり得ない。

よって、討議の記録は、インドネシアの国民である原告らの地位や権利権限を直接証明したり基礎づける目的で作成されたものでないことが明らかである。したがって、本件の討議の記録は、民事訴訟法 220 条 3 号前段の利益文書に当たらない。

同様に、借款契約も、J B I C 及び契約当事者でない被告国に対し、インドネシア国民の利益を保護させる趣旨で作成されたものではなく、利益文書に当たらないことは明らかである。

## (2) 民事訴訟法220条4号の除外文書に当たること

### ア 原告らの主張

原告らは、討議の記録は、民事訴訟法220条4号に定める除外事由に当たらず、一般的提出義務があるとする。具体的には、討議の記録の提出によって実際に外務省の業務に悪影響がある可能性は全く認められないこと、交換公文及び討議の記録は3条件に関する部分以外はすでに情報公開されており、3条件も国会答弁でその概要が明らかにされていることを挙げる（本件申立書6、7ページ）。

### イ 反論

円借款をはじめとする経済協力は、外交交渉を経て、相互の信頼に基づき実施する事業である。通常、外交交渉の過程における討議は、公にしないことを前提に行われ、円借款におけるそれについても、被告国第1準備書面22ページで述べたとおり例外ではない。すなわち討議の記録も非公表を前提にして交渉がされる。したがって、これを公にすることは、相手国の意思に一方的に反することになり、相互の信頼関係を損なうおそれがあるほか、その内容を他国が知ることとなる場合、日本政府が今後行うであろう円借款の交渉上不利益となるおそれもある。

原告らは、討議の記録が3条件を除き既に開示されていると主張する（本件申立書7ページ）が、甲B第18号証009の開示部分には、討議の記録は含まれていない。円借款の交換公文については、その締結後に官報に公示されるが、討議の記録は公表されない。

以上のとおり、討議の記録は、公務員の職務上の秘密に関する文書で、その提出により公共の利益を害し、または公務の遂行に著しい支障を生ず

るおそれがある文書であり、民事訴訟法220条4号口の公務秘密文書に該当する。

また、借款契約は、借入国から提供された信用情報、融資対象プロジェクトに係る詳細情報等を反映したもので、公務員の職務上の秘密に関する文書で、これが公表されると、借入国の信用を毀損したり融資対象プロジェクトの円滑な実施を妨げたりするおそれ等があり、ひいては、外務省の行う円借款案件の検討、相手国との調整・協議に係る業務にも悪影響を与えるおそれがある。よって、本件借款契約も、同法220条4号口に該当する。